会 議 録

会議の名称	の名称 (仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(第5回)					
開催日時	平成16年1月26日午後1時00分から4時10分まで					
開催場所	保谷庁舎4階B会議室					
出席者	(委員)池田委員、粕谷委員、門委員、工藤委員、鈴木委員、西山委員、 萩原委員、持地委員、本橋委員、吉田委員 (欠席:なし) (事務局)斉藤都市計画課長、舘岡都市計画係長、古厩主任、増岡主事					
議 題	・ 条例骨子(案)について					
会議資料	1 次第2 人にやさしいまちづくり条例基本資料3 人にやさしいまちづくり条例骨子(案)4 市民説明会ボード(案)					
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録(及びそれを要約したもの)					

【第5回会議録を要約したもの】

事務局

定足数に達していることの報告、配布資料の確認

座長

- 1. 開会宣言
- 2.第4回会議録(案)の確認について 事務局より一部修正があり、その内容で一同了承。
- 3.条例骨子(案)の説明
 - ・ 資料に基づき事務局より説明がなされた。

以下、会議 録を要約し たものを記 載

4 . 意見聴取

- ・ 前文においてキーワードが出されているが、「生きがい」と「活気のあるまち」をどこかにいれたい。活気とは具体的には商店街が衰退しており、それがまちの衰退を表している。
- きれいに出来上がっているが、特徴が出るようなキーワードが欲しい。
- ・ 駅から降りて、うきうきするようなまちと沈んだような感じのまちが ある。西東京はベッドタウンのまちであるが、楽しいまちにしたい。バ リアフリーは良いが、まちの風格や雰囲気づくりに生かしたい。
- ・ 高齢者の孤独死などへの対応として、高齢福祉課で「ささえあいネットワーク」づくりを進めており、その中で地域の担い手を探している。 また社会福祉協議会では、ふれあいまちづくり事業を行っており、市と 連携したまちづくりを既に行っている。
- ・ 既に実施しているものであれば、それを一元化して行って欲しい。ま た、行政だけが行うのではなく、市民の活用も重要だ。
- ・ ボランティアなど人材のなり手が広がっていかないので、市民全体で まちづくりに参加できるようにしていきたい。
- 人にやさしいまちづくりがバリアフリーだけであるならば、この名前は避けるべきだ。ハードのバリアフリーはその中の一つであってもっと広がるものと考えていた。
- ・ 広義のバリアフリーであれば問題ない。但し一般の人はバリアフリー というと段差の解消を思い浮かべ、広義の意味ではあまり用いられな
- ・ 西東京市の状況にあった基本理念を入れていきたい。

以上のほかさまざまな意見を踏まえて定義・目的を次のとおり作成した。 「高齢者・障害者をはじめすべての人が安心・安全に暮らしていくためにさ まざまな障壁を取り除き、地域に対する理解を深め、市民が相互に支えあう 社会を市民、事業者、市が協働して形成していくこと」

以上により、修正されたものについて条例骨子(案)ということで市民説明 会を2月4日から10日まで開催していくこととなった。

5. その他

次回(最終回)は2月25日午後1時から開催。

以上

発言者名

発言内容

事務局

定足数に達していることの報告及び配布資料の確認

座長

1. 開会宣言

以下、発言 者名は記述 せず、発言 者ごとに要 点を筆記す

【発言の要点】

3

2.会議録の確認について

事務局より6 ページの1~2行目について「自転車点検や実技について訓練を行っている」に修正したい旨の発言がなされた。

発言のとおり修正することで一同了承が得られた。

3.条例骨子(案)について

事務局から資料に基づき説明がなされた。

4.条例骨子(案)について意見聴取

A委員

・ 前文においてキーワードが出されているが、「生きがい」と「活気 のあるまち」をどこかにいれたい。活気とは具体的には商店街が衰退 しており、それがまちの衰退を表している。

B委員

きれいに出来上がっているが、特徴が出るようなキーワードが欲しい。

C委員

・ 駅から降りて、うきうきするようなまちと沈んだような感じのまちがある。西東京はベッドタウンのまちであるが、楽しいまちにしたい。バリアフリーは良いが、それをまちの風格や雰囲気づくりに生かしたい。また、市民の意見を集約する窓口があっても良いのではないか。

D委員

・ 特徴がないように思えた。高齢者の一人暮らしに対する支援体制が もう少し充実させても良いのではないか。利便性の高いまちというの は環境破壊と対峙する要素になるのでは。また歩行者優先のまちとは どういうものか。

E 委員

・ 歩行者優先とまで明確にしないほうが良いのではないか。歩行者の ために交通渋滞があってもいいのかという問題もある。

D委員

・ 対象はすべての人ではなく、子どもや身体障害者など援助を必要としている人に絞った方がよい。特徴があるということは、メリハリをつけることだと思う。例えば、高齢者の一人暮らしの方の精神的なサポートや声かけなどで家に閉じこもりがちな人の活動の場を提供できるようなシステムづくりが望まれる。

A 委員

・ 若い人が住みづらいまちは健全とは言えないし、主婦達の生きがい は非常に淡いものであり地域とのつながりを持つことも必要である。 そう考えるとすべての人が対象となってくる。

F委員

・ 住友重機の土壌汚染への対応などは、例えばすべての人が快適に暮らせるまちにつながるものかもしれない。

G委員

高齢者の孤独死などへの対応として、高齢福祉課で「ささえあいネットワーク」づくりを進めており、その中で地域の担い手を探してい

る。また社会福祉協議会では、ふれあいまちづくり事業を行ってお り、市と連携したまちづくりを既に行っている。 既に実施しているものであれば、それを一元化して行って欲しい。 D委員 また、行政だけが行うのではなく、市民の活用も重要だ。 H委員 ボランティアなど人材のなり手が広がっていかないので、市民全体 でまちづくりに参加できるようにしていきたい。 人にやさしいまちづくりはバリアフリーを中心にやっていきたい。 事務局 バリアフリーであるのなら、条例の名前を変えるべきだ。 B委員 ・ バリアフリーだけなら改めて条例を作る必要はない。ハードよりソ D委員 フトのまちづくりが必要というのが懇談会でも意見が多かったのでは ないか。ハードのバリアフリーだけやるというのは賛成できない。 A委員 保谷駅南口やひばりヶ丘駅北口の道路は狭くて危険であり、駅だけ バリアフリー化でなく、そのまわりの地域社会をどうするのかも大切 である。 E委員 バリアフリーとは具体的にはどう考えているのか? 事務局 商店街には安心して歩ける道路が必要だ。そのためにはまずハード を整備していくことが先決と考える。バリアフリー化はいろいろなま ちの可能性がある。 特化したバリアフリー化、徹底したバリアフリー化などねらいすま E委員 した条例を作った方が良いのではないか。 条例の理念まで特化する考えはないが、今すぐやることとしてはバ 事務局 リアフリー化が必要と考える。 E 委員 条例を後ろ盾にどこまで市は対応できるのか。 事務局 都道について言えば例えば市負担で整備することも可能である。ま た予算要求の根拠となる。また今後同じ考えで進めていくために条例 が必要だ。 第三者機関などが明文化されれば、すぐ具体化できなくとも根拠を A 委員 残すことにより、今まで討議された内容で働きかけができる。 西東京市の人にやさしいまちづくりではバリアフリーに特化すると A 委員 いう言葉を使わなくても、優先順位をつけて行動理念にすれば良いの ではないか。 D委員 人にやさしいまちづくりがバリアフリーだけであるならば、この名 前は避けるべきだ。ハードのバリアフリーはその中の一つであっても っと広がるものと考えていた。 C委員 広義のバリアフリーであれば問題ない。但し一般の人はバリアフリ ーというと段差の解消を思い浮かべ、広義の意味ではあまり用いられ ない。 E 委員 西東京市の状況にあった基本理念を入れていきたい。 D委員 バリアフリーを狭義に解する方が少ないのではないか。 行動の障壁を取り去るでは歩道をつくることなどはイメージできな E 委員 い。安全・利便性に資するものをふくらますべきである。 B委員 「取り去る」「あるものを取り除く」ということのほかに、ないか らあるものをつくって欲しいということもある。 A委員 縦割り行政が壁となっている。第三者機関ができれば各課が協力し てやれということができ、期待している。 D委員 総合的な条例になるようなことを期待しているが、他部署の範疇の 計画には及ばないであろう。

E 委員

・ 行政計画を第三者機関と所管課が協働するという条文を加えれば良 L1.

D委員

たとえ条文にいれても都市計画課ではハードに関する計画で、心に 関する部分は他の所管課がやっているのだから及ばないであろう。

E 委員

施策がうまく行かない場合どこに持っていけば良いのか。市長や助 役が責任を持って行うことを明文化できるか。

C委員

条例は課の条例ではなく、市の条例として作るのであり、他の課に 影響を及ぼすことはできるはずである。

D委員

・ 心のバリアフリーを含め広範囲なまちづくりを入れたものを推進計 画にいれていくべきである。

E 委員

計画を作るにしてもその執行機関がないと難しいと思う。

<以下定義・目的に関する討議>

D委員

弱者・身体障害者の人が暮らしやすい、心のふれあいがあったり、 あいさつができるなど具体的な日常生活を入れていった方が良い。

E 委員

- 安全性・利便性は入れて欲しい。
- G委員
- 「高齢者・障害者をはじめ」というのが一般的だ。
- B委員
- 「市民相互に支えあうまち」という表現がふさわしい。

以上のほか意見を踏まえて定義・目的を次のとおり作成した。

「高齢者・障害者をはじめすべての人が安心・安全に暮らしていくためにさ まざまな障壁を取り除き、地域に対する理解を深め、市民が相互に支えあ う社会を市民、事業者、市が協働して形成していくこと」

<その他の意見>

A委員

市の役割について個人の家屋への関わりなど生活支援への要請も盛 り込みたい。

G委員

計画については30部署以上と協力してつくっているものもあり、他 部署と連携したものができるのではないか。またこの条例はユニバー サルデザインの観点も入っていると考えてよいか。

E 委員 D委員 当然入っていると考えている。

定義・目的の「地域に対する理解を深め」という部分は、具体的な 今後の施策としてなにか考えがあるのか、そうでないならあえて明記 する必要がないと思う。

F委員

市民から主体的に理解していくことは必要であり、与えられるばか りでなく市民も働きかけをする必要があるので入れるべきである。

以上により、修正されたものについて条例骨子(案)ということで市民 説明会を2月4日から10日まで開催していくこととなった。

5. その他

次回(最終回)は2月25日午後1時から開催することが決まった。

]			
]			